

労働者派遣事業

～更新後に必要な手続き・報告について～

目次

- ・許可後に必要な手続き・報告とは？
- ・変更届等の提出について
- ・事業所の新設について
- ・事業報告書の提出について
- ・許可有効期間の更新手続きについて
- ・提出様式のダウンロードについて

許可後に必要な手続き・報告とは？

労働者派遣事業を行うにあたって、許可をとられたあとも

- ①申請内容に変更があった場合には変更届等の提出
- ②労働者派遣事業報告書等の提出
- ③許可有効期間の更新手続き

が必要です。

届出を行わなかった場合、又は虚偽の届出をした場合は
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処され、
許可の取消の対象**となることがあります。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
第14条、第59条～61条)

変更届等の提出について

申請内容に変更があった場合は届出が必要です。

届出が必要な内容	提出期限
法人名・個人事業主氏名変更	変更後10日以内 ※
法人住所・個人事業主住所変更	変更後10日以内 ※
代表者・役員変更(法人のみ)	変更後30日以内
代表者・役員の氏名、住所変更(法人のみ)	変更後10日以内 ※
★事業所の名称変更(派遣事業を行う事業所の名称を変更する)	変更後10日以内 ※
★事業所の所在地の変更(派遣事業を行う事業所の所在地を変更する)	変更後10日以内 ※
★事業所の派遣元責任者の変更	変更後30日以内
★事業所の派遣元責任者の氏名、住所変更	変更後30日以内
★特定製造業務の労働者派遣を開始・終了	変更後10日以内
許可証の紛失	速やかに
★事業所の廃止(複数の事業所のうち一部を廃止する)	変更後10日以内
派遣事業の廃止(すべての事業所を廃止する)	変更後10日以内
派遣労働者を海外の事業所へ就業させる	事前に届出

★印 事業所管轄局届出可

※印 登記簿謄本を添付する場合は変更後30日以内の提出

事業所の新設について

労働者派遣事業を行う事業所として申請している事業所の他に労働者派遣事業を行う事業所を追加する場合、届出が必要です。

・提出期限・・・事業所新設後10日以内

※ただし、事業所を新設する前に相談が必要です！

事前相談なく事業を開始しないよう注意！

事業報告書の提出について

事業主は、労働者派遣事業を行う事業所ごとに、事業報告書等を作成し、毎年それぞれの提出期限ごとに事業主管轄の労働局へ提出する必要があります。

※取扱実績がなくても提出が必要です！

事業報告書の提出は法律で義務づけられています。
(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第23条)

期限までにご提出がない場合は、是正指導や事業停止命令等の行政処分の対象となります。

	報告が必要な書類名称	提出期限	注意事項・補足
1	労働者派遣事業報告書 (年度報告) (6月1日現在の状況報告) (様式第11号) (※注)	毎年6月2日 から6月30 日まで (※注)	事業所ごとに報告書作成 要 (例)決算月が9月30日の場合、 報告する年度報告の対象期間は R4.10月1日～R5.9月30日。 報告書提出期間は令和6年6月
2	労働者派遣事業収支決算書 (様式第12号)	事業年度経過 後3カ月以内	「貸借対照表と損益計算書」を添付す ることで記載内容を一部省略可能。 事業所ごとの作成 不要 (例)9月が決算月の場合、 提出期間は10月～12月
3	関係派遣先派遣割合報告書 (様式第12号-2)	事業年度経過 後3カ月以内	事業所ごとの作成 不要 (例)9月が決算月の場合、 提出期間は10月～12月

提出部数・・・正本1通及びその写し2通

事業年度とは・・・法人の場合＝決算期 個人事業主の場合＝1～12月

最初の報告対象期間は、許可年月日～事業年度末日

※注 6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在としてください。提出期限の始期もその翌日からとなります。

許可有効期間の更新手続きについて

有効期間満了後も引き続き派遣事業を行おうとする場合は、許可の有効期間の更新申請を行う必要があります。

・許可の有効期間について

新規許可は3年

(当該更新後の許可の有効期間は5年、以後同様)

※許可証に有効期間が記載されています！

・提出期限について

有効期間満了日の3か月前まで

※事前に十分な余裕をもってご相談ください！

◎更新時に特に注意が必要な事前確認事項

●資産要件

- ・基準資産額(※)が2,000万円×更新事業所数 以上あること

(※)基準資産額＝貸借対照表における資産(繰延資産及び営業権を除く)の総額から負債の総額を控除した額。更新申請時点における直近の決算書で判断。

- ・基準資産額が負債の総額の7分の1以上であること
- ・現金・預金の額が1,500万円×更新事業所数 以上あること

●派遣元責任者講習の受講

許可有効期間が満了する日前3年以内に受講していること。

- 派遣労働者の社会保険・雇用保険の加入が適正に行われていること
- 派遣労働者のキャリアの形成を支援する制度を有すること

キャリア形成支援制度について (すべて該当すること)

- ・派遣労働者のキャリア形成を念頭においた段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画が策定されていること。
- ・キャリア・コンサルティングの相談窓口を設置していること。
- ・キャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供を行う手続きが規定されていること。
- ・教育訓練の時期についての配慮がされており、その頻度・時間数等についても一定以上確保されていること。
- ・派遣労働者に対して教育訓練計画が適正に周知されており、キャリアアップ措置や教育訓練等の情報を管理した資料を労働契約終了後3年以上保存していること。

参 考

☆各種様式のダウンロードはこちらからできます。

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudousha_haken/hourei_seido/hakenjigyou/_81167.html

The screenshot shows the website of the Osaka Labour Bureau (大阪労働局). The main navigation bar includes links for 'Home', 'News & Topics', 'Various Laws, Regulations, and Procedures', 'Cases and Statistical Information', 'About the Bureau', and 'Frequently Asked Questions'. A search bar is also present. The breadcrumb trail indicates the current page is '大阪労働局 > 各種法令・制度・手続き > 労働者派遣事業関係 > 労働者派遣事業に係る各種様式等 (許可申請・届出・事業報告・運営等)'. The main heading is '労働者派遣事業に係る各種様式等 (許可申請・届出・事業報告・運営等)'. On the right, there are buttons for '各種法令・制度・手続き' and '法改正のご案内'.

☆派遣元責任者講習の実施機関等はこちらでご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000044436.html>

The screenshot shows the website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省). The main navigation bar includes links for 'Search by Theme', 'News & Reports', 'Policy', 'About the Ministry', and 'Statistical Information & White Paper'. The breadcrumb trail indicates the current page is 'ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 労働者派遣事業・職業紹介事業等 > 派遣元責任者講習の日程及び講習機関等について'. The main heading is '派遣元責任者講習の日程及び講習機関等について'.